

米国－高地産綿花に対する補助金 (WT/DS267) 履行確認

(履行確認パネル WT/DS267/RW 報告書回付 2007年12月8日、
同 AB 報告書 WT/DS267/AB/R 2008年6月2日、採択 2008年6月20日)

濱田 太郎

I. 事案の概要

1. 事実の概要

米国は、さまざまな国内助成、輸出補助金及び輸出信用保証により、高地産綿花の生産輸出を手厚く保護している。ブラジルが係争した米国の高地産綿花に対する国内助成は、マーケティングローン支払い (MLP)、ユーザーマーケティング (ステップ2) 支払い (国内ユーザー向け)、生産調整契約支払い (PFC)、市場損失補助支払い (MLA)、直接支払い (DP)、価格変動対応支払い (CCP)、作物保険支払い及び綿実支払いである。ブラジルが係争した高地産綿花その他の農産物に対する輸出補助金は、ステップ2支払い (輸出者向け) 及び2000年域外所得排除法 (Extraterritorial Income Act: ETI) に基づく輸出補助金である。ブラジルが係争した高地産綿花その他の農産物に対する輸出信用保証は、短期輸出信用保証計画 (GSM102)、中長期輸出信用保証計画 (GSM103) 及び供給者輸出信用保証計画 (SCGP) による輸出信用保証である。

原審パネル及び上級委員会は、輸出補助金について、①米国の輸出補助金削減約束の非対象品目である高地産綿花及びその対象品目であるコメに対する輸出信用保証は補助金協定の適用を免除されるものではなく、GSM102、GSM103、SCGP はその長期的運用に係る経費及び損失を補てんするのに十分な料率を徴収していないため、補助金協定附属書Iの輸出補助金例示表 (j) に照らして、同3条1項 (a) 及び3条2項にいう禁止補助金たる輸出補助金に該当すると認定し、②非対象品目である高地産綿花及び対象品目であるコメに対する GSM102、GSM103、SCGP による輸出信用保証が輸出補助金に当たり、米国は農業協定 10条1項の削減約束の回避 (circumvention) を行っており、同8条に違反すると認定した。なお、対象品目である豚肉及び鶏肉に対する GSM102、GSM103、SCGP による輸出信用保証について農業協定 10条1項の削減約束の回避があったかどうか明確ではないとして、原審上級委員会は豚肉及び鶏肉について約束の回避が立証されていないという原審パネル認定を取り消した (ただし、記録上両当事国の争いのない事実が不十分なため、原審パネル認定を補足する自判をしなかった)。著しい害について、市場価格に連動した交付義務的な国内助成 (MLP、ステップ2支払い (国内ユーザー向け)、MLA、CCP) は、補助金協定 6条3項 (c) にいう同一の世界市場における著しい価格上昇阻害 (price suppression) をもたらし、同5条 (c) にいうブラジルの利益に対する悪影響を構成すると認定した。

本件紛争におけるブラジルの主張は、米国の国内助成等の根拠法令もこれらの規定に違反しているというものであった。しかし、原審パネルは、司法経済を理由に法令それ自体の WTO 協定整合性の判断を回避した(7.1510-7.1511)。そして、この論点は原審上級委員会に上訴されなかった。

原審パネル及び上級委員会は、DSU19 条 1 項にしたがい、非対象品目である高地産綿花その他及び対象品目であるコメに対する輸出信用保証並びに輸出者向けステップ2支払いについて農業協定への整合化を勧告した。補助金協定 4 条 7 項にしたがい、禁止補助金に該当する輸出者向けステップ 2 支払い(輸出補助金)、国内ユーザー向けステップ 2 支払い(国内産品優先補助金)、綿花及びコメに対する輸出信用保証をパネル・上級委員会報告書採択後 6 ヶ月後までまたは 2005 年 7 月 1 日までのいずれか早い時期まで(結局、後者)に廃止するよう勧告した。補助金協定 7 条 8 項にしたがい、著しい害をもたらす市場価格に連動した交付義務的な国内助成について当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止するよう勧告した。その期限は、パネル・上級委員会報告書採択後 6 ヶ月後(2005 年 9 月 21 日)までとされた。

DSB による原審パネル・上級委員会報告書の採択を受け、2006 年 2 月 1 日、米国議会は高地産綿花に対するステップ2支払い(国内ユーザー及び輸出者向け)の法令を廃止した(2006 年 8 月 1 日付)。しかし、MLP 及び CCP による支払いは何ら制度改革を行われず交付され続けた。GSM102、GSM103、SCGP による輸出信用保証については、2005 年 6 月 30 日、GSM103 の募集を停止し、GSM102 及び SCGP の新たな料率体制を公表した(新料率は 2005 年 7 月 1 日付で適用)。料率が引き上げられ、新料率は 8 段階の国別リスクと、返済期限(repayment term)及び頻度(repayment frequency)に応じて決定されている。ただし、GSM102 及び SCGP のドル建て保証額の 1% を上限とする料率上限規制は廃止しなかった。2005 年 10 月 1 日、SCGP による輸出信用保証の発給を停止した。

2. 主張・請求の要約

ブラジルは、①米国が 2005 年 9 月 22 日(DSB 勧告の実施期限の翌日)から 2006 年 7 月 31 日(ステップ2支払いの法令廃止日の前日)までの間¹、MLP 及び CCP による支払い²の悪影響の除去または廃止義務に違反した、②補助金協定 5 条及び 6 条に照らして米国の実施措置は不十分であり、③米国が引き続き MLP 及び CCP による支払いを交付したことで、著しい価

¹ ブラジルの申立の中には、2005 年 9 月 22 日から 2006 年 7 月 31 日までの間という特定期間の米国の不履行とそれによる著しい価格上昇阻害あるいは世界市場における占拠率増加を通じた現在の著しい害の存在を申し立てたものがある。しかし、特定期間不履行について、履行確認パネルは、紛争の効果的解決に向けた実質的な意味がないとして申立を却下した。価格上昇阻害あるいは占拠率増加について、履行確認パネルは、2006 市場年も含めて検証した結果一方で著しい価格上昇阻害を通じた現在の著しい害の存在を認定し、他方で世界市場における占拠率の増加は認定されないと判示した。特定期間の不履行による著しい害の認定に関する申立は 2006 市場年も含めて検証した結果著しい害が認定されない場合の条件付の申立であるとの理由で、特定期間の不履行による著しい害について認定をする必要はないとして申立を却下した(12.1-2.)。

² ブラジルは MLP 及び CCP の制度自体を争わずそれらによる支払いのみを争った。

格上昇阻害及び世界市場における占拠率の増加を通じて、ブラジルの利益に対する現在の著しい害及びそのおそれをもたらしている、と主張した。

ブラジルは、GSM102、GSM103、SCGP による輸出信用保証について、①2005 年 7 月 1 日以降に現存しているものについては、米国はそれらを廃止しておらず DSU21 条 5 項にいう実施措置をとっていない、②米国の実施措置は、農業協定 10 条 1 項及び 8 条、補助金協定 3 条 1 項 (a) 及び同 2 項に適合的ではない、と主張した。

3. パネル/上級委員会の手続に係る概要

(1) 時系列的経緯

2005 年 3 月 21 日 DSB による原審パネル及び上級委員会報告書採択
2006 年 8 月 18 日 履行確認パネル設置要請
2006 年 9 月 28 日 履行確認パネル設置
2006 年 10 月 25 日 パネル構成(事務局長による構成)
2007 年 7 月 27 日 中間報告
2007 年 12 月 18 日 パネル報告書加盟国配布
2008 年 2 月 12 日 米国上訴通知
2008 年 2 月 25 日 ブラジル上訴通知
2008 年 6 月 2 日 履行確認上級委員会報告配布
2008 年 6 月 20 日 DSB 採択

(2) パネリスト

Motta(議長)、Matus、Ahn

※ 原審パネルのパネリストは、Matus のみ。原審パネルのパネリストは Rosati(議長)、Matus、Moulis。

(3) 上級委員会メンバー

Baptista(議長)、Hillman、Unterhalter

※ 原審上級委員会のメンバーは Baptista のみ。原審上級委員会のメンバーは Janow(議長)、Baptista、Ganesan。

(4) 第三国参加国

10 カ国(アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チャド、中国、EC、インド、日本、ニュージーランド、タイ)。うち、チャド、中国、インド、タイは上級委員会に上訴意見書を提出せず。原審パネル第三国参加国は 13 カ国。うち、パキスタン、パラグアイ、台湾、ベネズエラは履行確認パネルに第三国参加せず。また、タイは原審パネルに第三国参加せず。

II. パネル/上級委員会報告の概要

1. パネル報告書の概要

(1) 手続的事項

①原審パネル及び上級委員会で違反認定されていない措置

米国は、豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証は原審パネル及び上級委員会において WTO 協定違反が認定されておらず、豚肉及び鶏肉に対する GSM102 は DSU21 条 5 項にいう DSB 勧告実施のための措置ではない。ゆえに、豚肉及び鶏肉に対する GSM102 は履行確認パネルの対象足り得ないと主張した(9.9)。

履行確認パネルは、次のように述べて、米国の主張を却下し、パネルの検討対象に含まれると認定した。履行確認パネルは、21 条 5 項により DSB 勧告実施のための措置に関する主張のみ検討する(9.22)。ただし、DSU21 条 5 項にいう DSB 勧告実施のための措置と特に密接な関係を有する措置(時期、性格、効果により判断)は履行確認パネルの対象となりうる。米国は DSB 勧告を実施するために GSM102 を改正している。①GSM102 の改正はすべての産品に対して同様に行われており、②ブラジルの主張は個別品目ではなく措置全体を対象としており、③米国は補助金協定附属書Iの輸出補助金例示表(j)に基づくブラジルの主張を履行確認パネルに検討するよう要求しており、補助金協定附属書Iの輸出補助金例示表(j)では特定品目ではなくGSM102全体を検証することを義務付けられている。ゆえに、改正 GSM102 は DSB 勧告実施のための措置と特に密接な関係を有する措置であり、履行確認パネルの対象足り得る(9.24-27.)。

②DSB 勧告の対象に含まれない措置

米国は、MLP 及び CCP の制度(programme)³は DSB 勧告の対象に含まれておらず、DSU21 条 5 項にいう DSB 勧告実施のための措置ではない。ゆえに、これらの制度は履行確認パネルの対象足り得ないと主張した(9.28)。

履行確認パネルは、次のように述べて、米国の主張を却下し、パネルの検討対象に含まれると認定した。補助金協定 5 条及び 6 条にしたがい補助金の効果を検討する際に当該補助金を交付する法的枠組に含まれる条件及び基準を検討することは自明である。ゆえに、補助金制度(programme)と支払い(payment)を明確に区分することは困難である(9.52)。もともと、ブラジルは、米国による MLP 及び CCP による支払いのみの悪影響の除去または廃止義務違反を主張しており、米国の抗弁について何ら予備的認定を行う必要はない(9.53)。

③DSB 勧告実施時期の特定

ブラジルは、米国が 2005 年 9 月 22 日(パネル・上級委員会報告書採択後 6 ヶ月経過後)から 2006 年 7 月 31 日(米国が高地産綿花に対するステップ 2 支払い法令廃止発効日

³ 米国は、原審パネル及び上級委員会認定は制度ではなく支払いが著しい害をもたらしたと認定したと主張した(9.29)。

(2006年8月1日)の前日)までの間、MLP及びCCPによる悪影響を除去せずDSU21条5項にいうDSB勧告実施のための措置をとっていないと主張した(9.56-57.)。これに対し、米国は補助金協定7条8項及び9項がパネル・上級委員会報告書採択後6ヶ月経過後に直ちに悪影響の除去または当該補助金の廃止を義務付けるものではなく、実施時期の問題は履行確認パネルの対象足り得ないと主張した(9.58)。

履行確認パネルは、次のように述べて、ブラジルの主張を却下した。補助金協定7条9項に定めるパネル・上級委員会報告書採択後6ヶ月経過後の時点あるいは実施のための相当の期間の経過後の時点(いずれの場合も履行確認パネル設置時点よりも前の時点)での違反認定は宣言的性格であり、紛争の効果的解決に向けた実質的な意味がない。しかも、DSU上、履行確認パネルがそのような遡及的な認定を行うべきことを定める規定はない(9.67)。

④違反認定以降の措置

米国は、原審パネル及び上級委員会は1999市場年から2002市場年のMLP及びCCPによる支払いの現在の著しい害を認定しており、2005年9月21日以降に交付されたMLP及びCCPによる支払いはDSB勧告の対象に含まれておらず、DSU21条5項にいうDSB勧告実施のための措置ではない。ゆえに、履行確認パネルの対象足り得ないと主張した(9.73)。

履行確認パネルは、次のように述べて、米国の主張を却下し、パネルの検討対象に含まれると認定した。原審パネル及び上級委員会において著しい害が認定されたMLP及びCCPによる支払いを同じ法的根拠に基づき同じ条件基準で米国が引き続き交付していることに当事国間で争いはない。禁止補助金の場合、禁止補助金と認定された補助金を引き続き交付していると補助金協定4条7項の撤廃義務違反である。悪影響があると認定された補助金の悪影響を除去する義務についても同様の論理が当てはまる。悪影響があると認定された補助金を引き続き交付していると補助金協定7条8項の悪影響の除去義務違反である。原審パネル及び上級委員会において著しい害が認定されたMLP及びCCPによる支払いを同じ法的根拠に基づき同じ条件基準で米国が引き続き交付することは、悪影響除去を行っていない(9.79)。しかも、DSU21条5項にいうDSB勧告実施のための措置と特に密接な関係を有する措置(時期、性格、効果により判断)は履行確認パネルの対象となりうる(9.80)。悪影響があると認定された支払いを同じ法的根拠に基づき同じ条件基準で引き続き交付することとDSU21条5項にいうDSB勧告実施のための措置は特に密接な関係を有しており、履行確認パネルの対象足り得る(9.81)。

(2)実体的事項

①著しい害

ブラジルは、米国が引き続きMLP及びCCPによる支払いを交付したことで、世界市場における高地産綿花の著しい価格上昇阻害を通じて、ブラジルの利益に対する現在の著しい害あるいは著しい害のおそれをもたらしている、と主張した。ブラジルによれば、次の9つの経

緯で、米国による MLP 及び CCP による支払いが世界市場における高地産綿花の著しい価格上昇阻害をもたらすという。①米国では高地産綿花の生産と輸出が引き続き増加し、米国産高地産綿花は世界市場価格に対する実質的な影響力 (substantial proportionate influence) を有する。②生産面積、生産及び輸出は世界市場価格に重大な影響を与えている。2002 市場年から 2005 市場年の世界市場価格は歴史的に低い水準である。③MLP 及び CCP による支払額 (magnitude) が大きい。④MLP 及び CCP による支払いは、その構造、意図、作用から見て、米国生産者を市場原理から隔絶化することで米国での生産を刺激している。⑤2002 市場年から 2005 市場年における、補助金の水準の高さと、生産面積、生産及び輸出の水準の高さには、強力な関連がある。このような関連は、MLP 及び CCP が米国高地産綿花生産者を市場価格から得られるはずの示唆から隔絶化したために生じたものである。⑥市場価格の低下傾向と MLP 及び CCP による支払いの時期の一致が見られる。⑦MLP 及び CCP による支払いは、高地産綿花生産者の長期的生産費用のかなりの部分を占める。⑧MLP 及び CCP による支払いが著しい価格上昇阻害をもたらすと結論付ける経済分析がある。⑨米国による補助金交付が著しい価格上昇阻害効果をもたらすものとして原審パネルが認定した要因は、現在でも存在している。また、ステップ 2 廃止の影響は小さく、MLP 及び CCP による支払いによる著しい価格上昇阻害効果に影響はない。MLP 及び CCP による支払い以外の要因により著しい価格上昇阻害効果をもたらされているとはいえない (10.5)。

履行確認パネルは、原則として、原審パネル認定と同様の方法で認定を行っている。原審パネルの認定と異なるのは次の 3 点である。第 1 に、2006 市場年を含めて検討したことである。第 2 に、原審パネルとは異なり、原審上級委員会認定にしたがい実際の作付面積に対して基準面積に関連した支払いを割り当てる方式 (綿花対綿花方式) を採用したことである。第 3 に、原審パネルとは異なり原審上級委員会認定にしたがい、著しい価格上昇阻害の存在の問題と、著しい価格上昇阻害と補助金の関係の問題を区別しない単一 (unitary) アプローチ⁴を採用したことである。

米国が 2006 市場年、ブラジルが 2005 市場年を用いるよう主張した。履行確認パネルは、補助金協定 6 条 3 項 (c) は検討対象の時期につき規定がないが現在形の is を用いているので 2006 市場年を排除すべき理由はないとして 2006 市場年を含めた (10.18)。

履行確認パネルは、原審パネル認定にしたがい、MLP 及び CCP による支払いは補助金協定 1 条 1 項に言う補助金に該当するとした。1 条 2 項にいう特定性を有するとした (10.20)。補助金額と価格との関係は補助金の効果が著しい価格上昇阻害効果を持つかどうかの分析に関係を有する要因であるが、補助金の正確な額を特定する義務はないと判断した

⁴ 原審パネルは①世界市場で価格上昇阻害が存在するか、②当該価格上昇阻害は著しいか、③当該価格上昇阻害と市場価格連動型の補助金との因果関係という 3 段階アプローチを採用した。原審上級委員会は、補助金協定 6 条 3 項 (c) は、補助金の効果によって著しい価格上昇阻害が生じたかどうかの問題について特定の検証方法を義務付けていないと判断した。原審上級委員会は原審パネルの方法に誤りはないと認定している。

(10.21-22.)。CCP の額について当事者間で争いがあるが、原審パネルとは異なり、原審上級委員会認定にしたがい綿花対綿花方式を採用した(10.40)。米国産高地産綿花とブラジル産高地産綿花が同種であると認定した(10.42)。6条3項(c)にいう「同一の市場」として世界市場を用いるとした(10.43)。世界価格として「A-Index」を参照した(10.44)。著しい価格上昇阻害とは価格(販売価格又は価値)が上昇することを阻害されることあるいは価格が実際に上昇したものの阻害がない場合より上昇幅が小さいことをいうとした(10.45)。著しい価格上昇阻害の存在と補助金の効果を分離することが困難なため、原審パネルとは異なり原審上級委員会認定にしたがい、単一アプローチを採用した(10.46)。履行確認パネルは、定量的要因と定性的要因の両者を検討した。補助金の規模や生産者の収入と生産費の格差、世界市場・輸出における米国の占拠率、経済分析の評価に当たって定量的分析を行い、補助金の構造、意図、作用を検証するに当たっては定性的分析を行った。6条3項(c)にいう著しい価格上昇阻害は必然的に反事実的性格(counterfactual nature)を有するとした(10.47)⁵。ゆえに、MLP 及び CCP による支払いがなければ世界市場価格が著しく上昇したかどうか、あるいは、実際よりもはるかに上昇したかどうか検証するとした(10.49)。補助金の効果の検証にあっては、一連の補助金のもたらす効果を全体として評価するとした(10.51)。

原審パネルは、①米国の世界市場価格に対する影響力、②市場価格に連動した国内助成の性格、③世界市場価格の低下傾向と国内助成交付の時期の一致、④米国における総生産費用と生産者が高地産綿花販売から得る収入の格差の4点を検証し、著しい価格上昇阻害と補助金の効果との因果関係が認められるとしていた(WT/DS267/R, 7.1347-1355)。原審上級委員会は原審パネルの因果関係の認定を覆さなかったが、単に市場価格の低下傾向とMLP 及び CCP による支払いの時期の一致があるだけでは因果関係の証明にならないと指摘していた(WT/DS267/AB/R, 451)。しかも、原審上級委員会は、原審パネルが事実認定、経済分析、市場価格に連動した交付義務的な国内助成と著しい価格上昇阻害の関係に関する要因分析につきより詳細な説示を行うべきであったと指摘していた(Ibid., 458)。履行確認パネルは、ブラジルの主張を受けて、因果関係について次の9つの論点について以下のような比較的手厚い説示を行っている。

第1に、2006市場年度の動向を考慮しても米国の高地産綿花生産輸出が世界市場価格に対して実質的影響力を有すると認定した(10.58)。

第2に、MLP 及び CCP による支払いの構造、意図、作用については、MLP 及び CCP による支払いは何ら改正されることがなかったため、原審パネルと同様に、MLP 及び CCP による支払いは、その構造、意図、作用から見て、実際に生産を促進し世界市場価格の上昇を著しく阻害したと認定した(10.61-71.)。また、支払いが仮にその構造、意図、作用から見て生産を促進したとしてもその効果は小さいと米国は主張したが、原審パネルと同様に、MLA

⁵ 原審パネルは反事実的という文言を用いず過去の価格のトレンドを検証しつつ、補助金が存在しない場合の価格も検証している。補助金の目的、構造、作用の検証を通じて、補助金が存在しない場合の価格を検証し、もし市場価格連動型の補助金が存在しなければ生じなかったであろう低い価格を招いていると指摘した。

については実際の価格が融資単価を下回れば生産者はマーケティングローンゲインとしての支払いを受けるので不確実性がなく生産面積水準に影響を与え続けていると認定した(10.77)。CCPについては、最近の経済分析でも CCP による支払いが価格変動の危険性を下げることで生産に影響しうるとしている指摘した(10.84-95.)。また、CCP による支払いと高地産綿花生産の関係も、ブラジルが提出した証拠に依拠しつつ、原審パネル認定時から変化はないと認定した(10.96-103.)。

第3に、MLP 及び CCP による支払額については、MLP 及び CCP による支払いは原審パネル認定時の 2002 市場年より 2005 市場年の方が上回っており、生産者の収入を安定させるのに重要な役割を果たしているとして認定し、その著しい価格上昇阻害効果を認定した(10.110-111.)。

第4に、補助金水準と生産面積、生産及び輸出の水準の高さの関連性については、ブラジルは米国での高地産綿花作付面積は市場価格から得られるはずの示唆に影響されていないと主張した(10.112)。米国は作付け決定の唯一の根拠は価格であると反論し、作付面積と、大豆と高地産綿花の将来価格との比較を証拠として提出した(10.123)。履行確認パネルは、将来価格が作付面積を説明できないとして米国の証拠に納得しなかった(10.124)。ブラジルは米国の世界生産輸出での安定的な占拠率を指摘し、米国での生産は市場価格から得られるはずの示唆から隔絶化されていると主張した。履行確認パネルは、生産輸出の占拠率が安定的に推移し生産輸出が外国と同様に推移していても市場価格からの隔絶化の可能性はありうるとしたものの、原審パネルの検証時点ほど現在は価格が大きく下がっていないため隔絶化の程度が小さいと認定した(10.125-127.)。

第5に、市場価格の低下傾向と MLP 及び CCP による支払いの時期の一致については、原審パネルは市場価格の低下傾向と MLP 及び CCP による支払いの時期の一致を補助金の効果と著しい価格上昇阻害の間の因果関係を示す要因の1つに挙げたが、原審上級委員会は単に市場価格の低下傾向と MLP 及び CCP による支払いの時期の一致があるだけでは因果関係の証明にならないと指摘していた。もっとも原審パネルは時期の一致のみを因果関係の証明に用いたわけではないので原審上級委員会は因果関係を否定していない。履行確認パネルは、原審パネルの検討した事情と現在の事情が大きく異なり、市場価格の低下傾向と MLP 及び CCP による支払いの時期の一致をもって補助金の効果と著しい価格上昇阻害の間の因果関係を示すことは原審パネル判断時よりも難しいとして判断を回避した(著しい価格上昇阻害がないと判断したわけではない)(10.143-146.)。

第6に、長期的生産費用と収入の格差については、履行確認パネルは、①可変費用と総費用の選択、②全農業(whole-farm)費用・収入と高地産綿花のみの費用・収入の選択、③土地、無給労働、元本回収費用の積算、④機会費用の積算の妥当性を検討した。

可変費用と総費用のいずれを用いて価格上昇阻害の有無を判定するのが適切かについては、履行確認パネルは、原審パネル認定と同様に、著しい価格上昇阻害の有無の判定は中長期的な分析を行うことが適切であり、中長期的分析では可変費用よりも総費用を用いる

のが適切であるとした上で、総費用を用いることはカナダ乳製品事件での上級委員会判断にも適合的であるとした(10.171-176.)。農業外収入を含めて全農業費用と全収入を比較すべきか、あるいは、高地産綿花のみの費用と収入を比較すべきかについて、履行確認パネルは、高地産綿花のみの費用と収入を比較すべきという原審パネル認定と同様の結論をとったものの、価格上昇阻害の分析は高地産綿花に限定されることを大上段から振りかざすのではなく、農業外収入が農家の収入の中で重要な役割を果たすことを認めた上で、農業外収入が重要であることは MLP 及び CCP による支払いがなければ高地産綿花を生産することはできないというブラジルの主張を覆さないと指摘した(10.184)。土地、無給労働、元本回収費用が可変費用なのか固定費用なのかについて、履行確認パネルは、経済学説を参照して、固定費用として積算することが適切とした(10.166)。機会費用の積算を検討し、履行確認パネルは、経済学説を参照して、総費用に積算することが適切とした(10.170)。その上で、履行確認パネルは、米国における高地産綿花の総生産費用と収入の間に大きな格差があると認定し(10.189-190.)、MLP 及び CCP による支払いがなければ生産面積と生産の水準は相当に低くなると認定した(10.191)。

第 7 に、因果関係の認定に際し証拠の1つとして経済分析を利用し、米国が主張する変数を用いたとしても、経済分析のいずれも MLP 及び CCP による支払いが著しい世界価格の上昇阻害を生じめる米国の生産輸出の増加をもたらすことを指摘していると認定した(10.222)。

第 8 に、ステップ 2 支払い廃止の影響について、履行確認パネルは米国の生産輸出が大きく減少していることを認定した(10.230)が、このような限られた時間ではステップ 2 支払いにより輸出がどの程度減少したか正確に判断できないとした(10.231)。ステップ 2 廃止の間接的影響について、ステップ 2 の廃止により CCP による支払いが増加し、世界価格が上昇することで MLP による支払いが減少すると予測している米国政府の資料に言及しつつ、間接的影響は小さいと思われると指摘した(10.238-239.)

第 9 に、その他の要因として、米国は中国の影響を指摘した。履行確認パネルは、MLP 及び CCP による支払い以外の要因による価格への影響は MLP 及び CCP による支払いに帰責してはならないことは認めたが、「なかりせば(but for)アプローチ」を採用しているため、世界市場価格に影響を与える要因の包括的検討を行う必要はないと指摘した(10.242-243.)。

ブラジルの著しい害のおそれに関する申立については、①ブラジルの利益に対する現在の著しい害を認定した以上そのおそれについては認定する必要はない、②ブラジルは現在の著しい害が認定されない場合にのみそのおそれについて認定するよう条件付の申立を行っているとの理由により、判断する必要がないとした(11.3-4.)。

②世界市場における占拠率の増加

履行確認パネルは、補助金協定 6 条 3 項(d)は、①補助金交付国の世界市場における特定製品の占拠率が過去 3 年間の平均と比較して増加していることを示した上で、②このよ

うな増加が補助金が交付されている間を通じて一貫したトレンドにあることを示さなければならぬとした。米国の市場占拠率はわずかに増加しているものの通常の変動幅の範囲内であり、MLP 及び CCP による支払いの効果により米国の世界市場における占拠率の増加がもたらされたことをブラジルは立証していないと認定した(10.266-268.)。

③輸出信用保証

輸出信用保証について、①禁止補助金廃止義務の射程と②改正後の GSM102 による輸出信用保証が輸出補助金に該当するか否かが争われた。

禁止補助金廃止義務違反について、ブラジルは、米国が補助金協定 4 条 7 項にしたがい禁止補助金を撤廃する DSB 勧告を実施する措置をとらず違法な輸出信用保証を発給し続けていると主張した(14.14-15.)⁶。履行確認パネルは、原審で違反認定された輸出信用保証制度に基づき、実施期間経過後に、何らかの支払いが行われかどうかではなく、米国が実施期間経過後に継続して輸出補助金を交付し続けているかどうかを検討しなければならないと指摘(14.32)し、ブラジルが米国による補助金廃止義務違反を立証していないと認定し(14.34)、補助金廃止義務に関する包括的分析を行う必要はないと述べた(14.37-38.)。

ブラジルは、改正後の GSM102 について、米国の輸出補助金削減約束の対象品目の一部及び特定の非対象品目⁷の両方について同削減約束の回避を主張した。履行確認パネルは、農業協定 10 条 3 項の立証責任の転換は輸出補助金削減約束対象品目にしか適用がないため、最初に改正 GSM102 による輸出信用保証が 10 条 1 項にいう輸出補助金に当たるかどうか検証し、ブラジルが立証できない場合に対象品目について立証責任を転換することとした(10.47)。①改正 GSM102 が輸出補助金に当たるかどうか、②米国が 2005 年 7 月 1 日以降削減約束を回避しているかどうか、③米国が DSB 勧告を実施し、補助金協定 4 条 7 項にしたがい禁止補助金を遅滞なく廃止したかどうかという 3 つの論点について、履行確認パネルの認定は以下の通りである。

第 1 に、改正 GSM102 による輸出信用保証が 10 条 1 項にいう輸出補助金に当たるかどうかについては、原審パネル同様に、2 段階分析を用いる。すなわち、最初に定量的分析を

⁶ ブラジルは補助金協定 4 条 7 項の廃止義務は、輸出信用保証制度 (GSM102、GSM103、SCGP) だけでなく発給された輸出信用保証自体にも適用されると主張した。

⁷ ブラジルは、原審段階とは異なり、輸出補助金削減約束の非対象品目のすべてにおいて削減約束の回避あるいはそのおそれがあるという主張をしたわけではない。ブラジルは、特定の非対象品目について削減約束の回避があるという主張を行った。具体的には、非対象品目については、2005 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間については高地産綿花、油用種子、プロテインミール、野菜、皮革、獣脂、2005 年 10 月 1 日から 2006 年 9 月 30 日までの間については高地産綿花、油用種子、大豆ミール、プロテインミール、皮革、獣脂、とうもろこし製品についてである(14.139)。ブラジルは、原審段階では、ブラジルは、現在 GSM102、GSM103、SCGP による輸出信用保証の対象となっていない品目について、米国が輸出補助金削減約束の回避をもたらすおそれがあると主張した。これに対して、原審上級委員会は、おそれの通常の意味は何かが発生する可能性を示しなごらの確実性の意味も含まない (WT/DS267/AB/R, 704) とした上で、約束の回避のおそれは補助金の無制限の交付を可能ならしめるような制度である場合にのみ認められるとした原審パネル認定を取り消した (Ibid., 706-710.)。しかし、現在輸出信用保証の対象となっていない農産物でも輸出信用保証を利用できるという事実だけでは輸出補助金削減約束の回避のおそれがあるとは言えないとして、ブラジルが輸出補助金削減約束の回避のおそれがあることを立証していないとして訴えを棄却した (Ibid., 713-714.)。

行い、料率が輸出信用保証制度の長期的な運用に係る経費と損失を補てんするのに十分かどうか検討し、次に制度のその構造、意図、作用を検証する。定量的分析については、原審パネル同様に、一貫して初期費用に補助金を交付し続けなければならないとの見通し (consistently positive initial subsidy estimate) があり、米国政府は制度が赤字になると見通していたと認定した。履行確認パネルは、一貫して初期費用に補助金を交付し続けなければならないとの見通しに関する米国による再評価 (re-estimate) を考慮したものの、改正 GSM102 制度が赤字にならないことを立証していないと指摘している(14.80-89.)。次に、① OECD の輸出信用取極における最低料率を法的に拘束力のある基準ではないものの1つの証拠となりうるとして、最低料率と改正 GSM102 における料率を比較することにより、料率が長期的な運用に係る経費と損失を補てんするのに十分でないと考えられるとした(14.103)。②制度のその構造、意図、作用を検証する際には、原審パネルと同様に、米国政府からの支援を受けることができること、国別あるいは借り手 (borrower) の信用力のいずれでもリスクを基準に料率が決定されていないこと、料率に1パーセントの上限があること、類似の制度である米国輸出入銀行の制度を比較すると料率の引き上げに大きな差があることを考慮に入れ、料率が長期的な運用経費と損失を補てんするのに十分でないとして認定した(14.110-131.)。ゆえに、改正 GSM102 による輸出信用保証が10条1項にいう輸出補助金に当たると認定した。

第2に、米国が2005年7月1日以降削減約束を回避しているかどうか検証した。ここでも最初は非対象品目、次に対象品目を検証した。非対象品目については米国は輸出補助金を交付しないことを約束しており、改正 GSM102 による輸出信用保証という形の輸出補助金を交付したことにより約束の回避を認定した(14.140)。対象品目について、ブラジルが指摘した対象品目3品目すべてで改正 GSM102 による輸出信用保証に受益している輸出額は米国の約束額を超過していることから約束の回避を認定した(14.149)。

第3に、改正 GSM102 による輸出信用保証は輸出補助金に当たり農業協定が禁止する形で交付されているため、2005年7月1日以降、非対象品目に輸出信用保証を行い対象品目に対して削減約束を超えて輸出信用保証を行ったことは、補助金協定3条1項(a)及び3条2項にも違反すると認定した。米国はDSB勧告を実施しておらず、補助金協定4条7項にしたがい禁止補助金を遅滞なく廃止していないと認定した(14.156-157.)。

(3) 実施勧告

MLPとCCPによる支払いは世界市場における補助金協定6条3項(c)にいう著しい価格上昇妨害効果をもたらし、5条(c)にいうブラジルの利益に対する悪影響が存在しており、米国は補助金協定5条(c)及び6条3項(c)に違反している。7条8項「当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する」に違反している。

2005年7月1日以降のGSM102の継続は、輸出補助金削減約束の非対象品目(2005年7月1日から9月30日までの間については、高地産綿花、油用種子、プロテインミール、野菜、皮革、獣脂。2005年10月1日から2006年9月30日までの間については、高地産

綿花、油用種子、大豆ミール、プロテインミール、皮革、獣脂、とうもろこし製品。)及び対象品目(2005年7月1日から9月30日までの間については、コメ、鶏肉。2005年10月1日から2006年9月30日までの間については、コメ、鶏肉、豚肉。)に関する輸出補助金削減約束の回避にあたり、農業協定10条1項に違反している。10条1項に違反する輸出補助金を交付する場合、削減約束にしたがって輸出補助金を交付することを義務付ける同8条の違反も認定される。2005年7月1日以降のGSM102の継続は、補助金協定3条1項(a)及び3条2項に違反している。米国はDSB勧告を実施していない。特に、農業協定を遵守せず、遅滞なく補助金を廃止していない。ただし、2005年7月1日以前のGSM102について違反は立証されていないとした。

MLP及びCCP支払いによる世界市場における占拠率の拡大は立証されていないとした(6条3項(d)違反は認定されず)。

履行確認パネルは、①DSU19条1項にしたがい、輸出補助金削減約束非対象品目及び対象品目に対する輸出信用保証について農業協定に整合化する、②禁止補助金を補助金協定4条7項にしたがい遅滞なく廃止する、③悪影響をもたらす補助金については補助金協定7条8項にしたがい悪影響を除去又は当該補助金を廃止することを勧告した。

(4) 上訴

米国は、次の6点を上訴した。すなわち、①豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証を履行確認パネルが検討対象に含めたことは誤りである、②2005年9月21日以降のMLP及びCCPによる支払いを履行確認パネルが検討対象に含めたことは誤りである、③2005年7月1日以降に発給された改正GSM102による輸出信用保証が補助金協定附属書I(j)に照らして輸出補助金に当たるとしたことは誤りである、④改正GSM102による輸出信用保証が輸出補助金に当たると判断する際にパネルが問題の客観的な評価を行っておらずDSU11条に違反した、⑤MLP及びCCPによる支払いによる効果が補助金協定6条3項(d)にいう著しい価格上昇阻害に当たり5条(c)にいうブラジルの利益に対する悪影響を構成すると認定したことは誤りである、⑥MLP及びCCPによる支払いの効果に関するブラジルの主張を評価するに当たりパネルが問題の客観的な評価を行っておらずDSU11条に違反した、の6点である。

他方、ブラジルは、次の2点を条件付で上訴した。すなわち、①豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証を検討対象に含めた履行確認パネルの認定を上級委員会が破棄する場合、ブラジルが改正GSM102自体を対象措置としていないと履行確認パネルが認定したことは問題の客観的な評価に当たらずDSU11条に違反するかどうか、②2005年9月21日以降のMLP及びCCPによる支払いを検討対象に含めた履行確認パネルの認定を上級委員会が破棄する場合、履行確認パネルがMLP及びCCPの制度自身ではなくそれらによる支払いのみを検討したことは問題の客観的な評価に当たらずDSU11条に違反するかどうか、の2点である。

2. 上級委員会報告の概要

(1) 手続的事項

① 原審パネル及び上級委員会で違反認定されていない措置

米国は、豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証は原審パネル及び上級委員会において WTO 協定違反が認定されておらず、豚肉及び鶏肉に対する GSM102 は DSU21 条 5 項にいう DSB 勧告実施のための措置ではないと主張した(193)。

上級委員会は、次のように述べて、米国の主張を却下し、実施措置に含まれると認定した。上級委員会は最初に実施措置を特定し、次に 21 条 5 項手続でブラジルが実施措置について行う主張に何らかの制限があるかどうか検討した(201)。上級委員会は、原則として① DSU21 条 5 項にいう実施措置とは加盟国が DSB 勧告を実施するためにとったあるいはとるはずの措置である、②実施措置の範囲は DSB によって採択されたパネル及び上級委員会報告に含まれる勧告及び裁定を検証するとしている。しかし、これらだけが実施措置の範囲を確定するものではない。実施措置は加盟国が実際行った措置を検証することによって決定される。実際の実施措置が DSB 勧告よりも広範な措置の場合、DSB 勧告の範囲が必ず 21 条 5 項手続にいう実施措置の範囲を制限しなければならないというわけではない(202)。豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証の違法性・合法性に関する認定はないが、豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証は DSB 勧告の対象となる輸出信用保証の一部である。米国は DSB 勧告採択後に GSM102 全体の料率を改正した。個別の輸出信用保証は同一の条件と基準の下で発給され産品毎に差異はない。全体としてみれば、改正された GSM102 制度は 21 条 5 項にいう実施措置に当たる(213)。

② 違反認定以降の措置

米国は、原審パネル及び上級委員会は 1999 市場年から 2002 市場年の MLP 及び CCP による支払いの現在の著しい害を認定しており、2005 年 9 月 21 日以降に交付された MLP 及び CCP による支払いあるいは制度は DSB 勧告の対象に含まれておらず、DSU21 条 5 項にいう DSB 勧告実施のための措置ではないと主張した(223)。具体的には、米国の抗弁は次の 2 点からなる。①原審パネル及び上級委員会は制度ではなく MLP 及び CCP による支払いが 1999 市場年から 2002 市場年までの著しい害をもたらしたと認定しており、将来の支払いや制度そのものは対象としていない(23-24.)。②ブラジルは、過去又は現在の支払いによる現在の悪影響、過去現在又は将来の支払いによる著しい害のおそれ、又は、制度による現在の悪影響又は著しい害のおそれのいずれかの主張を行えたはずである(26)。

上級委員会は、次のように述べて、米国の主張を却下し、実施措置に含まれると認定した。第 1 に、補助金の制度と支払いは区別が困難である。というのは、補助金額、交付先、交付条件は制度・法令によって決定されているからである。しかしながら、ブラジルが支払いのみについて上訴しているので、支払いについて検討する(234)。DSB 勧告を遵守しているかどうかは、補助金協定 7 条 8 項に従った行為が行われているかどうか検討しなければならない。7 条 8 項は悪影響を除去するための適当な措置をとるか、補助金を廃止するかの二者択一

である。通例、補助金が将来廃止されるあるいは悪影響が将来自滅すると言う前提だけではこれらの行為のいずれかを行うことを免れない。しかし、7条8項の義務は過去に交付された補助金だけを対象としていない。7条8項は「維持している(maintain)」という動詞を用いており、その義務は過去に交付された補助金を超えて、継続的な性格を有している。このことは、継続的な年次支払い(recurring annual payments)の場合、7条8項は、支払いに悪影響がある限りパネルによって検討された間を越えて維持されている支払いに適用される(235-237.)。このような解釈は補助金相殺措置の考え方にも適合的である。過去に存在した損害に基づき補助金相殺措置が決定され、救済措置は将来的(prospective)である(239)。

第2に、上級委員会は、次のような理由で、2005年9月21日以降に交付されたMLP及びCCPによる支払いは著しい害のおそれが認定されていた場合にのみDSB勧告の対象に含まれるという米国の申立を退けた。著しい害の申立は、著しい害のおそれの申立とは異なる状況に関連する場合がある。現在の著しい害の申立は、過去及び現在の害の存在に関連し、現在の著しい害は将来も続くかもしれない。他方、著しい害のおそれの申立は、害は現実には発生していないものの近い将来現実化するであろう切迫したものである。ゆえに、著しい害のおそれの申立は必ずしも現実の著しい害の申立と同一の論理構成で救済措置が理解され提供されているわけでは必ずしもない。現在の実質的損害が立証されれば将来の輸入による実質的損害のおそれを立証する義務なくして相殺関税を課することができるのと同じである(244)。米国の抗弁に基づけば、パネルが検証した期間に交付された補助金の残存している影響のみについて救済が得られるだけである。第三国参加国も指摘したように、このようなパネル認定は本質的に宣言的性格でありパネル認定が行われて以降交付・維持される補助金についてなんら影響を与えない。申立国は新たな申立を行わねばならない。加えて、仮に申立国の新たな申立が認容されても、パネル認定後に交付・維持される補助金について再度新たな申立を行わなければならない。これでは悪影響を生じめる補助金に対する救済が著しく限定されてしまう(245)。

ゆえに、米国が補助金を維持し7条8項の義務にしたがい悪影響を除去するための適当な措置をとっていない限りDSB勧告の完全実施とはいえない(248)。

③上訴範囲(DSU17条6項及び11条)

米国は、履行確認パネルがMLP及びCCPによる支払いの効果に関するブラジルの主張を評価するに当たり問題の客観的な評価を行っておらずDSU11条に違反すると主張した。具体的には、①米国の生産者の市場から隔絶化、②費用と収入の格差、③経済分析の評価、④ステップ2の廃止の評価、⑤MLP及びCCPの支払額、⑥米国の世界市場価格に対する実質的な影響力に関する履行確認パネルの認定はDSU11条にいう客観的な評価を行ったとはいえないものであると主張した(382)。

上級委員会は、米国の申立を個々に判断するのに先んじて、上訴範囲に関する一般的判断を下した。上級委員会は、純粋な事実問題と法と事実の混在した問題の線引きはしばしば困難であると指摘した上で、補助金協定6条3項(c)の法的基準に基づきパネルが行う

事実に対する法の適用あるいは証拠の評価に関する主張は DSU11 条に基づいて行うものとした(385)。

米国の生産者の市場から隔絶化については、一連の補助金の効果を全体として検証するという原審及び履行確認パネルの立場を支持した(388)上で、栽培決定の要因、経済分析の評価、パネルの根拠付けと結論の乖離、補助金額に関するパネル認定を検証し、いずれもパネルが DSU11 条に違反したとはいえないとして、米国の申立を棄却した(389-419.)。費用と収入の格差については、米国が DSU11 条を援用しなかった点に疑義を唱えた。というのは、DSU11 条を援用しないならば上級委員会は補助金協定 6 条 3 項(c)に関するパネルの解釈適用の誤りの有無についてのみ判定することになる(420)が、6 条 3 項(c)はパネルに対して特定の分析方法を義務付けておらずパネルが行った費用対収入分析は 6 条 3 項(c)の法的解釈といえないからである(424)。また、原審パネルが棄却した主張を米国が履行確認パネルで繰り返したことに對して、カナダ軟材事件履行確認上級委員会報告に言及し、履行確認パネルは、証拠に特段の変化がない場合、原審パネル報告書における理由付けから乖離すべきではないと指摘した(422)。その上で、費用と収入の格差の分析に当たり、中長期的分析を行うことがカナダ乳製品事件履行確認上級委員会報告と整合的であるとして(423)、補助金協定 6 条 3 項(c)はパネルに対して特定の方法を用いることを義務付けていないと指摘し(424)、履行確認パネルが総費用を用いた点は妥当であるとした。履行確認パネルが高地産綿花のみの収入を用いた点については、上級委員会は、米国が主張したように綿実からの収入と綿織りの費用を除外したとしても、費用と収入の大きな格差は依然見られると指摘した(426)。履行確認パネルが機会費用を積算した点については、家族労働などの機会費用を含めたカナダ乳製品事件履行確認上級委員会報告に整合的であると指摘した(428)。履行確認パネルが農業外収入を用いなかった点について、履行確認パネルが利益分析に際して高地産綿花の費用と収入の分析を行った上で、農業外収入は MLP 及び CCP による支払いがなければ高地産綿花を生産することはできないというブラジルの主張を覆さないとした履行確認パネルの認定は合理的であると指摘した(431)。経済分析については、米国が主張した変数を用いたとしても価格上昇阻害が存在していると指摘した上で、履行確認パネルがその他の要因とともに経済分析を1つの証拠として著しい価格上昇阻害の認定したに過ぎないと指摘した(435)。ステップ2の廃止の評価については、米国が指摘するように履行確認パネルが価格上昇阻害を認定したのはステップ2の廃止による影響に依拠したものではなく、ステップ2の廃止とは独立に、①MLP 及び CCP の構造、意図、作用、②費用と収入の格差、③補助金額の大きさ、④米国の世界市場価格に対する実質的な影響力に依拠して著しい価格上昇阻害を認定したものであると指摘した(437)。また、ステップ2廃止の間接的影響について、履行確認パネルがステップ2の廃止により CCP による支払いが増加し世界価格が上昇することで MLP による支払いが減少すると予測している米国政府の資料に言及したことは、パネルに与えられた証拠認定権限の範囲内と指摘した(440)。履行確認パネルがステップ2の廃止の効果を測定しておらず原審パネルの価格上昇阻害と比

較できないと米国が主張していた点について、上級委員会は、確かに履行確認パネルは原審パネル認定から MLP 及び CCP による現存の支払いによる効果を算出すべきであったと指摘した。しかし、6 条 3 項(c)はパネルに対して特定の分析方法を義務付けておらず履行確認パネルがステップ2の廃止により CCP による支払いが増加し MLP による支払いが減少すると指摘していることから、履行確認パネルの価格上昇阻害の認定が誤っているとまでいえないとした(441)。MLP 及び CCP の支払額については、著しい価格上昇阻害の検証に当たり補助金額と MLP 及び CCP の構造、意図、作用や生産と収入の格差を関連付ける分析には説得力があるとして、米国の申立を棄却した(443)。米国の世界市場価格に対する実質的な影響力について、原審パネル認定以降近年も大きな変化はないとして米国の申立を棄却した(446)。

(2) 実体的事項

① 輸出信用保証

米国は、①定量的分析に関して、履行確認パネルが一貫して初期費用に補助金を交付し続けなければならないとの見通しに関する米国による再評価を考慮に入れていない、ブラジルの提出した証拠を重視し米国が提出した証拠を考慮に入れなかったことは誤りである、②OECD の輸出信用取極における最低料率と比較することは誤りである、③米国輸出入銀行による輸出信用保証の料率と比較することは誤りである、④1 パーセントの料率上限規制がリスクに基づいていないとの認定は誤りであると主張した(270)。また、①再評価を考慮に入れなかった点、②OECD の輸出信用取極における最低料率と比較した点、③米国輸出入銀行による輸出信用保証の料率と比較した点で、履行確認パネルが問題の客観的な評価をしておらず DSU11 条に違反すると主張した(271)。

上級委員会は、補助金協定附属書Iの輸出補助金例示表(j)については、サービス提供者である政府に対する総費用を検討するとした。その基準は、料率からの収入が輸出信用保証制度の長期的な運用に係る経費と損失を補てんするために十分かどうかを検討することである(277)。履行確認パネルは、一貫して初期費用に補助金を交付し続けなければならないとの見通しに関する米国による再評価を考慮したものの、米国は改正 GSM102 制度が赤字にならないことを立証していないと指摘した。しかし、再評価の扱いを軽視した理由や逆にブラジルの提出した証拠を重視した理由を履行確認パネルは示していない(292-294)。ゆえに、履行確認パネルが DSU11 条にいう客観的な評価を行ったとはいえない(295)。上級委員会が自判するに、再評価により輸出信用保証の費用は低下する傾向にあり、一貫して初期費用に補助金を交付し続けなければならないとの見通しの信頼性は疑わしい(293)。また、ブラジルが米国商品金融公社の会計報告に依拠しているが、いずれも米国政府が定期的に公表する資料であるが、再評価と異なる結論になっており、いずれが正しいか決着をつけられない(300-301.)。ゆえに、他の要因を検討すべきとして(302)、①OECD の輸出信用取極における最低料率と改正 GSM102 における料率の比較や、②制度の構造、意図、作用に関する原審パネルの認定を検討し、改正 GSM102 における料率が OECD 輸出信用

取極の最低料率に達しない点や、1 パーセントの料率上限規制などから見て、改正 GSM102 制度で料率からの収入が輸出信用保証制度の長期的な運用に係る経費と損失を補てんするのに十分でないというパネルの認定は誤りとはいえないと結論付けた(320-323.)。

②著しい価格上昇阻害

米国は、MLP 及び CCP による支払いによる効果が補助金協定 6 条 3 項(d)にいう著しい価格上昇阻害に当たり 5 条(c)にいうブラジルの利益に対する悪影響を構成すると認定したことは誤りであると主張した(341)。具体的には、①米国の生産者の市場からの隔絶化、②米国の生産者の費用と収入の大きな格差、③経済分析の評価、④ステップ2の廃止の評価、⑤MLP 及び CCP の支払額、⑥非帰責分析、⑦著しい価格上昇阻害に関する履行確認パネルの認定の誤りを指摘した(342)。また、米国の提出した証拠を無視するなど、履行確認パネルが DSU11 条にいう客観的な評価を行ったとはいえないと主張した(343)。

上級委員会は、著しい価格上昇阻害が存在しないとする米国の申立から検討した。価格上昇阻害の定義は原審上級委員会と同様の定義を用いた(351)。価格上昇阻害が著しいか否か判断する際に履行確認パネルが単一アプローチを用いた点については、価格上昇阻害が反事実的性格を有する以上合理的であるとした(354)。その上で、経済分析を参照しながら、MLP 及び CCP による支払いが価格上昇阻害をもたらしていると履行確認パネルが判断したことに誤りはないとした(356-358.)。米国が仮に価格上昇阻害があるとしても著しいものではないと申し立てたが、履行確認パネルが①補助金額、②収入と費用の格差、③米国の世界生産輸出での占拠率、④経済分析で定量的分析を用い、補助金の構造、意図、作用の分析で定性的分析を適切に行っているとして、著しい価格上昇阻害が存在するとのパネル認定に誤りはないとした(360-366.)。

因果関係について、補助金協定 5 条(c)も同 6 条 3 項(c)もいずれも因果関係や非帰責分析に関する規定を置かないが、このことは補助金が著しい価格上昇阻害効果をもたらすかどうか検証する方法を選択する裁量をパネルが有していることを示すと指摘した(368)。その上で、履行確認パネルが単一アプローチを採用した点について、補助金協定 5 条(c)も同 6 条 3 項(c)もいずれも、「なかりせばアプローチ」を採用することを妨げないとした(370)。もっとも、著しい価格上昇阻害が存在するかどうかという反事実的決定と補助金の効果の分析が分別不可能な場合に限り、「なかりせばアプローチ」の選択は著しい価格上昇阻害の定義と整合的であると指摘した。補助金は著しい価格上昇阻害の必要条件であるが十分条件ではない。したがって、「なかりせばアプローチ」は安易過ぎる可能性がある。反面、「なかりせばアプローチ」は補助金の効果が唯一の価格上昇阻害をもたらす要因である場合には厳しすぎる。「なかりせばアプローチ」は、補助金の効果が価格上昇阻害をもたらすこと、及び、原因と結果の関係に真性かつ実質的な関係があるということを決定すべきである。つまり、「なかりせばアプローチ」を用いる場合にあっても、その一環として非帰責分析を行うことが必要であると指摘した(371-375.)。米国が非帰責分析で唯一指摘した中国の役割について、中

国による輸入需要は世界価格を上昇させる要因であると考えるのが妥当であるとして、履行確認パネルの認定が誤りとする米国の主張を退けた(378-379.)。また、米国は、履行確認パネルが DSU11 条にいう客観的な評価を行ったとはいえないと主張したが、中国による輸入需要についての米国の抗弁を履行確認パネルは十分に検討しているとして、米国の主張を棄却した(381)。

(3) 実施勧告

履行確認上級委員会は、改正後の GSM102 による 2005 年 7 月 1 日以降の輸出信用保証は、料率からの収入が輸出信用保証制度の長期的な運用に係る経費と損失を補てんするために十分でなく、補助金協定附属書 I(j)に照らして輸出補助金に当たり、補助金協定 3 条 1 項(a)及び 3 条 2 項の違反となるとの履行確認パネルの認定を支持した。改正後の GSM102 による 2005 年 7 月 1 日以降の輸出補助金約束の一定の対象品目及び非対象品目に対する輸出信用保証が輸出補助金削減約束の回避にあたり、農業協定 10 条 1 項違反、同 8 条違反とする履行確認パネルの認定を支持した。2005 年 7 月 1 日以降米国は輸出補助金削減約束の非対象品目に輸出補助金を交付し、対象品目に米国の約束額を超過して輸出補助金を交付しており、補助金協定 3 条 1 項(a)及び 3 条 2 項の違反となるとの履行確認パネルの認定を支持した。米国は、農業協定 10 条 1 項、8 条、補助金協定 3 条 1 項(a)及び 3 条 2 項に違反しており、DSB 勧告を遵守しておらず、農業協定に対する整合化も補助金廃止も行っていないとの履行確認パネルの認定を支持した。MLP と CCP による支払いは世界市場における補助金協定 6 条 3 項(c)にいう著しい価格上昇妨害効果をもたらし、5 条(c)にいうブラジルの利益に対する悪影響が存在しており、米国は補助金協定 5 条(c)及び 6 条 3 項(c)に違反しているとの履行確認パネルの認定を支持した。7 条 8 項「当該悪影響を除去するための適当な措置をとり又は当該補助金を廃止する」に違反している履行確認パネルの認定を支持した。履行確認上級委員会は、米国に対してこれらの措置を農業協定及び補助金協定に整合化させるよう勧告した。

(4) 米国による実施状況

WTO で履行確認手続が進められている時期は、米国では折しも 2007 年農業法(正式名称:食料、環境保全、エネルギー法(Food, Conservation, and Energy Act)の起草・制定が行われている最中であった。同法の制定過程と履行確認手続の時系列を比較すると下記の通りである。

2007 年農業法の制定と WTO での履行確認手続の時系列的経緯の比較

2007 年 7 月 27 日 2007 年農業法案が下院通過

2007 年 12 月 14 日 同法案が上院通過

(2007 年 12 月 18 日 履行確認パネル報告書加盟国配布)

2008 年 5 月 14 日 15 日 上下両院でそれぞれが提出した法案の修正を相互に承認

2008 年 5 月 20 日 法案を大統領に送付

2008年5月21日 大統領が拒否権行使。下院が大統領の拒否権を覆す決定

2008年5月22日 上院が大統領の拒否権を覆す決定。法案成立。

(2008年6月20日 履行確認パネル報告書及び上級委員会報告書のDSB採択)

履行確認パネル及び上級委員会報告書がDSBで採択され加盟国に配布されたのは、2007年農業法案が上下両院を通過し成立した後であった。2002年農業法(農業保障及び地域投資法(The Farm Security and Rural Investment Act))と2007年農業法を高地産綿花について比較すると、2007年農業法では、ステップ2支払い(国内ユーザー及び輸出者向け)が廃止された以外について根本的な制度改革は行われていない。例えば、第1に、CCPは高地産綿花については目標価格が若干引き下げられているだけで、基本的構造は同様である(SEC. 1104)。第2に、2007年農業法では、DP、CCP、MLPの他に平均収穫収入選択計画(Average Crop Revenue Election Program)が新設され、生産者は同制度の下での支払いも選択できるようになった(SEC. 1105)。第3に、PFCとDPが削減対象とされない緑の措置の1つである「生産に関連しない収入支持」(農業協定附属書二6(b))に当たらないと原審パネル及び上級委員会が認定した根拠である野菜と果樹を除くという生産物規制は維持され、野菜と果樹が栽培されるとDP等は減額される。ただし、生産物規制の適用を除外し州毎に一定面積までキュウリ等の一定の品目の生産を認める試験計画(pilot project)が設けられた(SEC. 1107)。第4に、高地産綿花に対するMLPの基本的構造に変化はない。融資単価は同一である(SEC. 1202)。ただし、調整世界市場価格の算定方法が抜本的に改正された(SEC. 1204(e)(2))。MLPでは生産者が融資を返済する際融資単価に代わって農務省が定める調整世界市場価格を用いることができる。生産者は融資単価と調整世界市場価格の差額の返済を免れ、マーケティングローンゲインとして利益を受ける仕組みである。ゆえに、調整世界市場価格が生産者に有利な形で見直されたのかどうか今後の動向を注視する必要がある。また、高地産綿花在庫費用に対する支払い(Payment of Cotton Storage Cost)が設けられた(SEC. 1204(g))。第5に、ステップ2支払いは廃止されたものの、高地産綿花のユーザーに対する経済調整支援(Economic Adjustment Assistance to Users of Upland Cotton)が新設された(SEC. 1207(c))。同支援では、高地産綿花の国内ユーザーに対して前月の使用量に応じて毎月支払いが行われる。使用される高地産綿花の原産地は問わない。支払額は2012年7月31日までは1ポンド当たり4セント、それ以降は3セントである。この支払いは、設備施設の取得更新など、その用途が限定されている。第6に、輸出信用保証は廃止されていない。もっとも、農務省に対して、輸出信用保証によって農業輸出販売を最大化すること、輸出信用保証を最大限度交付することなどの従来の義務を課すことに加えて、正確な国別リスクを特定すること、リスクを時宜にかなった形で見直すこと、制度の効率を高めるためにリスクを見直すこと、料率をリスクに基づくものとするなどが新たな義務として課された(SEC. 3101)。

III. 論点整理・考察

本件紛争については、多くの判例紹介や論文が執筆されている。これらが指摘している論点を例示すれば、米国の農業保護政策に対する挑戦としての政治的経済的意義を強調するもの、輸出信用保証に対する輸出補助金規律の適用など農業協定の解釈に関するもの、農産物に対する補助金に対する国内産品優先補助金規律の適用など農業協定と補助金協定の解釈に関するもの、著しい価格上昇阻害あるいは著しい害の因果関係の認定に疑義を唱えるものなどがある。これらの判例紹介や論文が指摘していない履行確認段階で新たに指摘された論点であって、特に注目すべき法的問題として、次の3点を指摘することができる。

1. 実施措置の射程

「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認段階で係争される(DSU21条5項)。履行確認段階は、原審段階と比べ短時間でDSB勧告の採択に至る。しかし、履行確認段階で係争されるのは、勧告及び裁定を実施するためにとられた措置(実施措置)の有無または実施措置のWTO協定整合性に限られている。加えて、これまでに、申立国が原審段階で一応の(*prima facie*)証明を立証できず棄却された申立を履行確認段階で繰り返すことは許されない⁸、原審段階で合法とされた措置の特定の側面の違法性を履行確認段階で係争できない⁹等の主張制限も判例上確立されてきている。

履行確認段階で係争可能な実施措置の射程を決定するのは当事国ではない。履行確認パネル及び上級委員会が実施措置の射程を確定する。被申立国が実施措置と主張するものだけでなく、実施措置と主張される措置と密接な関係がある措置も、係争可能な実施措置に含まれることも明らかにされている¹⁰。

本件履行確認段階の特徴は、①実施期間経過後も制度が改正されていない、②実施期間経過後も同一の制度の下で、原審段階で違法認定されていない品目に対して補助金が交付されている、あるいは、原審段階で違法認定された期間後に同一の制度の下で補助金が交付されていることにある。実施期間経過後も根拠法令が改正されなかった先例としては、賭博の事例(WT/DS285/RW)がある。賭博の事例では履行確認上級委員会の判断を仰ぐことがなかったものの、同履行確認パネルは同一の法令、同一の法令の同一の適用、同一の事実関係、同一の法律関係と効果を理由に被申立国の米国が実施措置をとっていないと判断した¹¹。もともと、賭博の履行確認段階で米国は措置をGATS14条の一般的例外によって正当化する原審段階での主張を補完しようとしたのに対し、本件で米国は法律関係の同一性を認めながらもその効果は異なるという主張を展開しようとしたと思われる。しかし、著しい害の不存在など

⁸ WT/DS141/AB/RW, para.96.

⁹ WT/DS58/AB/RW, para.96.

¹⁰ WT/DS257/AB/RW, para.77.

¹¹ WT/DS285/RW, para.6.27

の米国の主張はことごとく棄却された。

本件履行確認段階では、同一の制度の下で原審段階で違法認定されていない品目に対して交付された補助金や原審段階で違法認定された期間後に同一の制度の下で交付された補助金を実施措置に含まれ履行確認段階で係争可能であると判断された。このような判断は先例を変更し実施措置の解釈を拡大するものであろうか。

本件履行確認パネルは、豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証は被申立国が実施措置であると主張する措置と密接な関係があるため、係争可能な実施措置に含まれると判断した(9.24-27.)。これに対して、履行確認上級委員会は、履行確認パネルによる密接な関係の認定を覆し、輸出信用保証制度は全体として一体性を有しており豚肉及び鶏肉に対する輸出信用保証も実施措置に含まれると判断した(203)。また、米国政府の一部の機関の解釈を指摘し、米国自身も実施措置と自認していると指摘もしている(204)。すなわち、本件履行確認上級委員会は、原審段階で違法認定されていない品目に対して交付された補助金の場合も制度全体として一体性が認められる場合には実施措置に含まれると解釈した。

また、原審段階で違法認定された期間後に同一の制度の下で交付される補助金について、履行確認パネルは原審段階で違法と認定された同一の法的根拠に基づき同一の条件基準で引き続き交付することは補助金協定 7 条 8 項にいう悪影響の除去義務違反であると認定しつつ、被申立国が実施措置であると主張する措置と密接な関係があるため、係争可能な実施措置に含まれると判断した(9.79-81.)。これに対して、履行確認上級委員会は、7 条 8 項の悪影響除去義務は、継続的な年次支払いの場合、支払いに悪影響がある限りパネルによって検討された間を越えて維持されている支払いに適用されると指摘した(237)。すなわち、米国が支払いの悪影響を除去しない限り、当事国間で実施措置の有無またはその WTO 協定整合性に関する見解の相違があると認められると判断したのである(248)。

このように、本件履行確認上級委員会の実施措置の解釈は従前の解釈の枠内にとどまりつつ、実施措置の射程を拡大する密接な関係の法理の適用を否定した。すなわち、実施措置の射程を拡大する密接な関係の法理の適用をあくまで例外とし、安易に実施措置の射程を拡大しないとする自制を示したと言えるだろう。

2. 制度と支払いの区別

履行確認上級委員会は、補助金の支払いが悪影響を引き起こしうるが、補助金額、交付先、交付条件は支払いを授権する制度によって決定されているため、補助金の制度と支払いは区別が困難であるとした(234)。

ブラジルは履行確認上級委員会に対して支払いに関する履行確認パネルの認定を破棄する場合のみの条件付き上訴を行うだけで、①MLP 及び CCP による支払いが 21 条 5 項手続の対象となる、②MLP 及び CCP による支払いが著しい害あるいはそのおそれをもたらすと主張していた。ブラジルは履行確認段階では一貫して MLP 及び CCP の支払いに関する申立のみに徹した。先に指摘したように、ブラジルは原審パネルに対して、MLP 及び CCP による支払いに

加えてその根拠法令についても WTO 協定違反を主張していた。しかし、原審パネルは、司法経済を理由に法令それ自体の WTO 協定整合性の判断を回避した。そして、ブラジルは法令それ自体の WTO 協定整合性については上訴せず、履行確認段階でもそのような申立を行わなかったのである。しかし、本件履行確認上級委員会の判断は、申立国が支払いのみの申立を行った場合でも、制度の協定整合性に踏み込んだ判断を下した。仮に申立国が支払いのみの申立を行った場合でも場合によっては制度の WTO 協定適合性の判断が下されることになる。申立国が制度に関する申立を行っていないとしても、仮にパネル及び上級委員会が当該制度が WTO 協定に整合的ではないとの判断を下せば、被申立国は制度を改廃しなければならなくなる。ただし、履行確認パネル及び上級委員会が、法令それ自体と措置という文言ではなく、制度(programme)と支払いという文言を用いたことに注意を要する。すなわち、あくまでも、履行確認上級委員会は、補助金額、交付先、交付条件は支払いを授権する制度によって決定されているため、制度と支払いの区別が困難であると指摘している。およそ補助金に関する申立であれば、仮に申立国が支払いのみに関する申立を行った場合であっても、パネル及び上級委員会は当該制度の WTO 協定整合性について判断を下すことができるという意図であろうか。

第1に、履行確認上級委員会は、仮に申立国が補助金制度に関する申立を行った場合であっても、パネルは制度の下で実際に行われた支払いを検証することなくして補助金が悪影響を生じめたかどうか検証することは困難であるとも指摘している(243)。つまり、履行確認上級委員会は、制度に関する申立が行われたとしても支払いに関する判断を下さざるを得ない場合には、仮に支払いのみの申立が行われたとしても、制度との一体性・不可分性が見られるため、制度についても判断を下すことができると解釈していると考えられる。第2に、履行確認上級委員会は、制度と支払いの区別が困難であるとの判断を下した後、補助金協定7条8項にいう補助金廃止又は悪影響除去義務の意味について検討している。履行確認上級委員会は、補助金協定7条8項にいう補助金廃止又は悪影響除去の義務は、継続的な年次支払いの場合、支払いに悪影響がある限りパネルによって検討された間を越えて維持されている支払いに適用されると指摘している(237)。すなわち、履行確認上級委員会が制度と支払いの区別が困難であるとの判断を下したのは、MLP 及び CCP による支払いという市場価格に連動した交付義務的な国内助成であって、継続的な年次支払いが行われるものであった。こうした市場価格に連動した交付義務性や継続的な年次支払いという特質が見られる場合には、仮に支払いのみの申立が行われたとしても、制度についても判断を下すことができると解釈していると考えられる。

3. 違反認定と救済措置の関係

履行確認上級委員会は、過去に交付された補助金と現在維持されている補助金を区別し、継続的な年次支払いの場合には支払いに悪影響がある限り補助金協定7条8項にいう補助金廃止又は悪影響除去の義務がパネルによって検討された間を越えて維持されている支払い

に適用されると解釈した(238)。こうした解釈は補助金相殺措置に関する補助金協定の解釈にも適合的であると指摘した。補助金の存在が実質的損害を生じめているという立証が行われれば、補助金相殺措置の将来的な(prospective)適用の根拠となる。ゆえに、補助金相殺措置を課税する決定の根拠は過去に存在すると立証された損害であったとしても、救済措置は将来的なものであるとした(239)。

この履行確認上級委員会の判断は、救済措置の可能性と限界を考慮したものと考えられる。原審パネル及び上級委員会は1999市場年から2002市場年までの間の著しい害を認定したにすぎず将来の支払いを対象としていないと米国は主張していた(23-24.)。これに対して、履行確認上級委員会は、米国の主張を容認すると、申立国の救済可能性が限定されると指摘した。パネル認定の対象期間に交付された補助金の影響のみについて救済が得られるとすると、パネル認定が行われた以降交付・維持される補助金について申立国は新たな申立を行わねばならない。しかも、仮に申立国の新たな申立が認容されても、パネル認定後に交付・維持される補助金について再度新たな申立を行わなければならなくなる(245)。

履行確認上級委員会は、7条8項という補助金廃止又は悪影響除去の二者択一の義務のうち、後者の効果に関する規範に着目し、効果が残存する限り、パネル認定以降の交付・維持される補助金も廃止又は悪影響除去の二者択一の義務が課されることを示した。この履行確認上級委員会の判断は、一般にすべての違反行為に対して中止避止義務があるという論理構成を持ち出すことなく、7条8項の解釈の文脈で救済措置の将来性を論じていることに特徴がある。したがって、7条8項以外に何らかの効果を規制する規範であってもパネル認定後の行為又は状態に対してパネル認定と同一の義務が課されるという解釈を上級委員会がしたとまでは言えないであろう。しかも、上級委員会は、こうした救済措置の将来性は、MLP及びCCPによる支払いという市場価格に連動した交付義務的な国内助成であって、継続的な年次支払いが行われるものであることを明示している(237)。ゆえに、7条8項という補助金廃止又は悪影響除去義務に関して、市場価格に連動した交付義務的な国内助成であって、継続的な年次支払いが行われる補助金であれば、パネル認定以降の交付・維持される補助金も廃止又は悪影響除去の二者択一の同一の義務が課されると判示したにとどまると考えられる。

また、履行確認上級委員会は、悪影響という効果が存在しない場合の救済措置を完全に否定したわけではないことに注意する必要がある。履行確認上級委員会は、通例、補助金が将来廃止されるあるいは悪影響が将来自滅すると言う前提だけでは補助金廃止又は悪影響除去のいずれかを行うことを免れないとしている(236)。ゆえに、市場価格に連動した交付義務的な国内助成であって、継続的な年次支払いが行われる補助金であれば、補助金の効果がパネル認定後に消滅しても、制度が維持されまたは支払いが交付・維持されている場合には救済を得られる可能性があると考えられる。

IV. 参考文献

- 服部信司「WTO綿花裁定へのアメリカの対応と次期農業法」社団法人国際農林業協力・交流協会『平成17年度地域食料農業情報調査分析検討事業 米州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』(平成18年3月)
- 服部信司「トウモロコシのエタノール需要の増大と次期2007年農業法」社団法人国際農林業協力・交流協会『平成18年度地域食料農業情報調査分析検討事業 北米地域食料農業情報調査分析検討』(平成19年3月)
- 正木響「綿花イニシアティブと西・中部アフリカ4ヶ国の綿花生産」社団法人国際農林業協力・交流協会『平成18年度地域食料農業情報調査分析検討事業 北米地域食料農業情報調査分析検討』(平成19年3月)
- 中川淳司「米国の高地産綿花に対する補助金(DS267) パネル報告」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書【2004年度版】』
- 中川淳司「米国の高地産綿花に対する補助金(DS267) 上級委員会報告」『WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書【2005年度版】』
- 山下一仁『WTO農業協定の問題点と交渉の現状・展望—ウルグァイ・ラウンド交渉参加者の視点—』(RIETI Discussion Paper Series 05-J-020) (平成17年5月)
- Daniel A. Summer, 'Reducing Cotton Subsidies : The DDA Cotton Initiative', Kym Anderson and Will Martin eds., "Agricultural Trade Reform And the Doha Development Agenda (World Bank Trade and Development Series)", World Bank, 2005.
- Karen Halverson Cross, 'King Cotton, Developing Countries and the 'Peace Clause': The WTO's US Cotton Subsidies Decision', 1 "Journal of International Economic Law" 9, 2006, pp.149-195.
- Richard H. Steinberg and Timothy E. Josling, 'When the Peace Ends: The Vulnerability of EC and US Agricultural Subsidies to WTO Legal Challenge', 2 "Journal of International Economic Law" 6, 2003, pp.369-417.
- Dider Chambovey, 'How the Expiry of the Peace Clause (Article 13 of the WTO Agreement on Agriculture) Might Alter Disciplines on Agricultural Subsidies in the WTO Framework', 2 "Journal of World Trade" 36, 2002, pp.305-352.
- Oxfam International, "Truth or consequences ? Why the EU and the USA must reform their subsidies, or pay the price" (Oxfam Briefing Paper 81), 2005.
- Tim Josling and Stefan Tangermann, 'Production and Export Subsidies in Agriculture : Lessons from GATT and WTO Disputes Involving the US and the EC', Ernst-Ulrich Petersmann and Mark A. Pollack eds., "Transatlantic Economic Disputes: The EU, the US, and the WTO (International Economic Law Series)", Oxford University Press, 2004.
- Joseph McMahon, "The WTO Agreement on Agriculture: A Commentary (Oxford

- Commentaries on International Law)", Oxford University Press, 2007.
- Melaku Geboye Desta, "The Law of International Trade in Agricultural Products: From GATT 1947 to the WTO Agreement on Agriculture", Kluwer Law International, 2002.
 - Robert E. Hudec, "Enforcing International Trade Law: The Evolution of the Modern GATT Legal System", Lexis Law Publisher, 1993.
 - WorldTradeLaw.net, 'Dispute Settlement Commentary (DSC) Panel Report United States - Subsidies on Upland Cotton Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil', downloadable from <http://www.worldtradelaw.net/>
 - WorldTradeLaw.net, 'Dispute Settlement Commentary (DSC) Appellate Body Report United States - Subsidies on Upland Cotton Recourse to Article 21.5 of the DSU by Brazil', downloadable from <http://www.worldtradelaw.net/>
 - WorldTradeLaw.net, 'Dispute Settlement Commentary (DSC) Panel Report United States - Subsidies on Upland Cotton', downloadable from <http://www.worldtradelaw.net/>
 - WorldTradeLaw.net, 'Dispute Settlement Commentary (DSC) Appellate Body Report United States - Subsidies on Upland Cotton', downloadable from <http://www.worldtradelaw.net/>
 - Andre Sapir and Joel P. Trachtman, 'Subsidization, price suppression, and expertise: causation and precision in Upland Cotton', 1 "World Trade Review" 7, 2008, pp.183–209.
 - Hylke Vandenbussche, 'Comment Upland Cotton Case Prepared for the ALI Project on the Case Law of the WTO', 1 "World Trade Review" 7, 2008, pp.211-217.